

社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会福祉車輛貸与事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、北秋田市に居住する住民の社会参加促進並びに地域福祉活動を実践する地域・団体を支援することにより地域福祉の推進を図るため、社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会（以下「本会」という）が所有する車輛の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象者・使用目的)

第2条 車輛の貸出対象者は、次に掲げる団体とする。

- (1) 自治会・町内会
 - (2) 本会に登録しているボランティアグループ・団体（地域福祉活動の推進に取り組む団体）
 - (3) その他、社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が認めた団体
- 2 団体の車輛の使用目的は次に掲げるとおりとする。
- (1) 在宅で生活する高齢者・障害者の社会参加促進を促す事業
 - (2) 買い物等が困難な高齢者・障害者への買い物支援
 - (3) 福祉事業及び福祉行事に参加するものを輸送する場合
 - (4) 災害救援活動を行う場合
 - (5) 北秋田市の地域福祉の推進に関する活動を行う場合

(貸出対象車両)

第3条 貸出対象は以下の車両とする。

- (1) 秋田200さ 1194 マイクロバス 【地域ささえあい体制づくり事業補助】
- (2) 秋田200さ 482 マイクロバス
- (3) 秋田501た 1774 ミニバン（ヴォクシー） 【共同募金】
- (4) 秋田301つ 6004 ミニバン（ノア） 【共同募金】

(使用時間、範囲及び使用回数等)

第4条 車輛の貸出時間は、原則として日曜祭日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

- 2 1日の走行範囲は、原則として出発地点を起点として概ね半径100キロメートル以内とする。
- 3 1団体の使用は、原則としてマイクロバスは年6回、その他の車両は年12回までとする。
- 4 マイクロバスの貸出は、原則として10人以上（運転手除く）の利用を見込む場合に限る。

(申 請)

第5条 車輛の貸出を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、車輛借用申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

- 2 車輛借用申請書は利用日の3ヶ月前から7日前まで受け付けるものとする。

(貸出決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審議し、車

輛の貸出の可否を決定するものとする。

(貸出の制限)

第7条 会長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出を許可しない。

- (1) 車輛を利用するものが、破損し若しくは汚損し又は滅失するおそれのあるとき
- (2) 営利活動、宗教活動、政治活動であるとき
- (3) 車輛の利用が継続して2日以上にわたるとき
- (4) その他車両の管理上適当でないとき

(貸出の取消し等)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を停止若しくは貸出を取り消すことができる。

- (1) 貸し出し当日、運転前チェック票(様式第2号)を記入した際、運転手の身体状況が疾病・疲労その他の理由により安全運転をすることができないと認められるとき。
- (2) 貸し出し当日、運転手に対して実施する本会所有のアルコールチェッカーに反応があり酒気帯び状態が判明したとき。
- (3) 運転手が交通関係法令上の義務を遵守できないと認められるとき。
- (4) この要綱に違反したとき
- (5) 前条の規定に該当することとなったとき
- (6) 虚無の申請その他不正な手段により貸出決定を受けたとき
- (7) 管理上やむを得ない事由が生じたとき
- (8) 災害救援活動等、当会が急を要する目的で車輛を使用するとき
- (9) その他、本会の信用を失墜させるおそれがあるとき。

(実費負担)

第9条 当該車輛の貸出は無料とするが、貸出を受けた団体(以下「借受団体」という。)は車輛の利用にあたり、以下の実費を負担するものとする。

- (1) 燃料代(返却時に給油)
- (2) 高速道路料金等の道路通行料
- (3) 駐車料金
- (4) 運転手経費
- (5) 貸出中止、取り消しに際しての旅程予定先のキャンセル代
- (6) 貸出中の事故、その他不測の事態で当該車両を使用できなくなった際の代替交通費

(遵守事項)

第10条 借受団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交通関係法令等を遵守し、安全運転に心がけ、車輛の取り扱いを適切に行うこと。
- (2) 車輛の操作にあたっては、あらかじめ取扱説明書により操作等を理解し、安全対策に十分配慮すること。
- (3) 借用中の車内での飲酒・喫煙をしないこと。
- (4) 許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲り渡し若しくは転貸しないこと。
- (5) 利用を終えたときは、直ちにその車輛を清掃又は原状に回復して返還しなければならない。

(事故の処理)

第11条 運転者等は、車輛を使用中に事故が発生した場合には、搭乗者が相互に協力し、人命救助を行うとともに自動車事故対応マニュアルに沿って適切な措置を講じなければならない。同時に当会事務局に連絡するものとする。また、後日、事故処理及び検証のための必要な報告書の提出についても、当会の指示に従わなければならない。

(事故の補償)

第12条 車輛事故の補償については、法の定めに基づくもののほか当該車輛が加入している任意自動車保険の範囲をもって限度とし、異議の申し立てはしないことを条件として車輛を使用するものとする。

- 2 前項に掲げる任意自動車保険の補償の対象とならない傷害や賠償などの事故の補償に関しては、加入を推奨するボランティア活動保険若しくは旅行保険等の適用の範囲内とする。

(損害賠償の義務)

第13条 借受団体は、その責めに帰すべき理由より、事故が発生した場合や破損、汚損した際には、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については必要に応じ、本会と借受団体が協議する。

附則 この要綱は、平成24年9月16日から施行する。

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。もりよし地域福祉センターマイクロバス管理利用要綱は廃止する。